

尾鷲林政推進協議会 会則

- 第1条 この会は、尾鷲林政推進協議会と称し、次のものをもって構成する。
- 1 各市町村
 - 2 森林組合、その他林業関係各団体
- 第2条 この会は、地域林業、木材産業の振興と技術の向上を図るため次の事を行う。
- 1 地域林業、木材産業の振興に関すること。
 - 2 林業技術の向上に関すること。
 - 3 地域林業、木材産業開発のための必要な事項。
- 第3条 この会の事務局は、森林組合おわせにおく。
- 第4条 この会に次の役員をおく。
- 1 理事 7名
 - 2 監事 2名
- 第5条 理事及び監事は、総会において選任する。
また、理事は互選により会長1名、副会長2名を選任する。
- 第6条 役員任期は2ヶ年とする。異動のあったときは、後任者が前任者の期間を引き継ぐものとする。
- 第7条 会長は本会を代表し会務を総括し、会議の議長となる。
また、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。理事は会務を審議すると共に分担して事業の実施にあたる。監事は会計並びに会務状況を監査する。
- 第8条 この会には幹事及び書記を若干名おくことができる。幹事及び書記は会長がこれを委嘱する。
- 第9条 会議は総会及び幹事会とする。総会及び幹事会は構成員の2分の1以上により成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。
- 第10条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき開催するものとする。
- 第10条の1 幹事会は総会に付議する事項を審議する。
- 第11条 総会に付議する事項は次のとおりとする。
- 1 計画及び予算、決算
 - 2 会則の改廃
 - 3 本会運営上必要と認められる事項
- 第12条 特定の事項を調査研究及び審議するため、必要に応じ部会をおくことができる。
- 1 部会とは、あらかじめ会長が指名する委員及び専門委員をもって構成する。
 - 2 部会が特に定めた事項については、部会の決議をもってこの会の決議とすることができる。
- 第13条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

尾鷲林政推進協議会 会則

第14条 この会の経費は、普通会費ならびに事業負担金、補助金および寄付金として、細目については以下のとおりとする。

1 普通会費

- ①尾鷲市、紀北町、森林組合おわせは、各250,000円とする。
- ②尾鷲木材協同組合、尾鷲ひのきプレカット協同組合、尾鷲ヒノキ内装材加工協同組合及び海山木材協同組合については、各50,000円とする。

2 事業負担金および補助金

事業負担金および補助金については、総会の決議により別途細目を決定するものとする。

3 寄付金

寄付金については、寄付を行う者の希望に沿って受け入れるものとする。

附 則

- 1 この会則は昭和45年4月9日から施行する。
- 2 この会則は昭和49年4月1日から施行する。
- 3 この会則は昭和56年8月12日から施行する。
- 4 この会則は昭和58年8月8日から施行する。
- 5 この会則は昭和61年7月1日から施行する。
- 6 この会則は昭和62年7月2日から施行する。
- 7 この会則は平成2年7月2日から施行する。
- 8 この会則は平成2年12月14日から施行する。
- 9 この会則は平成8年7月11日から施行する。
- 10 この会則は平成9年7月9日から施行する。
- 11 この会則は平成9年8月21日から施行する。
- 12 この会則は平成10年7月14日から施行する。
- 13 この会則は平成13年8月8日から施行する。
- 14 この会則は平成15年8月25日から施行する。
- 15 この会則は平成16年8月18日から施行する。
- 16 この会則は平成18年7月1日から施行する。
- 17 この会則は平成27年7月2日から施行する。
- 18 この会則は平成30年7月10日から施行する。